

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（案）
について

1. 改正の背景

平成14年4月の中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第5次答申）」において、乗用自動車、軽・中量自動車等の排出ガス試験方法について、新長期規制対応車の排出ガス性能をよりの確に評価するため、新たな排出ガス試験モードに変更すること、ガソリン・LPGを燃料とするこれらの自動車に装備する車載式故障診断装置について、排出ガス低減装置の性能劣化を自動的に検出して運転者に知らせる機能を持った高度な車載式故障診断装置を導入することが適当であるとされていることを受け、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）等について所要の改正を行うこととしています。

2. 改正の内容

(1) 排出ガス試験モードの一部変更

①車両総重量3.5トン以下の自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通、小型又は軽自動車（二輪車を除く。以下「乗用自動車等という。」）に適用している排出ガス試験モード（11モード法及び10・15モード法）を別添1に示す新たな排出ガス試験モード（JC08Cモード法及びJC08Hモード法）に変更する予定です。

（細目告示第41条第1項及び第119条第1項並びに低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号）第4条関係）

②JC08Cモード法及びJC08Hモード法の導入に合わせて、排出ガスの測定方法の規定中、「等価慣性重量区分」、「試験燃料の性状」、「負荷設定方法」等の一部を改正するとともに、電気ハイブリッド自動車及び周期的制御自動車の排出ガス測定方法を新たに規定する予定です。

（細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」関係）

(2) 高度な車載式故障診断装置の導入

ガソリン又はLPGを燃料とする乗用自動車等について、以下の要件を備えた高度な車載式故障診断装置（以下「J-OBDⅡ」という。）の装備義務付けを規定する予定です（別添2参照）。

<要件>

排出ガス低減装置等に故障が生じ、試験モード（排出ガス試験法に定める試験モード等）により測定した排出ガス値が異常レベルを超える可能性がある場合には、当該故障をJ-OBDⅡが検出し、運転者に知らせるとともに、故障時の自動車使用状況の情報をシステム内に保存するものであること。

（細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」関係）

(3) 燃料蒸発ガスの測定方法の一部変更

(1)の変更に伴い、燃料蒸発ガスの測定方法における試験自動車の条件設定に関する運転方法についても新たな排出ガス試験モードと同様の運転方法に変更する予定です。

（細目告示別添49「燃料蒸発ガスの測定方法」関係）

(4) その他

排出ガス試験モード移行期間中の取扱い等、所要の改正を行う予定です。

3. 適用開始時期

今回の細目告示の一部を改正する告示の適用開始時期について、以下のとおり規定する予定です。

①11モード法からJC08Cモード法への変更

イ 新型車に対しては、平成20年(2008年)10月1日

ロ 継続生産車、輸入車に対しては、平成22年(2010年)9月1日

②10・15モード法からJC08Hモード法への変更

イ 新型車に対しては、平成23年(2011年)4月1日

ロ 継続生産車、輸入車に対しては、平成25年(2013年)3月1日

③高度な車載式故障診断装置

イ 新型車に対しては、平成20年(2008年)10月1日

ロ 継続生産車、輸入車に対しては、平成22年(2010年)9月1日

④燃料蒸発ガスの測定法の変更

イ 新型車に対しては、平成23年(2011年)4月1日

ロ 輸入車(新型車に限る。)に対しては、平成25年(2013年)3月1日

(道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第28条関係)

4. スケジュール

公布日：平成18年10月頃(予定)

施行日：公布の日(予定)